

經濟論叢

第九十一卷 第五號

国土經濟とバランス……………出口 勇 藏 1

アメリカ経営学の一動向(一)……………降 旗 武 彦 15

保険料と価格形成……………佐 波 宣 平 35

書 評

『在庫変動に関する若干の分析』……………小 野 進 55
——經濟企画庁經濟研究所研究シリーズ——

昭和三十八年五月

京 都 大 學 經 濟 學 會

保険料と価格形成

佐 波 宣 平

本稿は、CIF (cost, insurance and freight) 取引に対して、特にその構成要素の一つである保険料に視角をあてつつ、巨視的事前の考察をほどこすことによって、CIF 取引のもつ本質を明らかにし、もって、保険料が商品価格の形成に如何なる関係を有するかについて一つの結論をあたえんとするものである。

CIF 取引に対しては既にこれまでも私は本誌その他の雑誌において度々とりあげているが、それらと本稿とが特に異なるところは、本稿が上記のように保険料と商品価格形成との関係に力点をおいていることにある。

保険料と価格形成との関係は、昭和 11 年、馬場克三教授が教授のとるマルキシズムの立場からこれに考察をあて「保険料は価格形成に参加しない」との消極的主張を展開することによって問題が提起せられ、¹⁾以来、日本保険学界における一つの重大な論争を形づくるにいたった。私も、また、この論争に参加し、著書「保険学講案」(昭和 26 年、有斐閣) 第 5 章において、「保険料は商品価格の形成に参加する」との積極説を展開している。ここでは紙幅がないゆえ、この論争史についての詳述をさけるが、本稿は上記「保険学講案」における積極説を、そこにおけるとは異なった方法でもって、立証せんとするものである。

本稿には、最近の私によって発表された CIF 取引に関する一連の研究と重複する部分があるかと思われる

るが、これを避けては展開に多大の困難を生じるゆえ、敢えて重複をいとわず、議論をすすめた。

- 1) 馬場克三：保険料の経済学的性質，九州帝大経済学研究，6—(1)，昭11—(3)。
- 2) 特に，佐波：損害保険料に関する一考察，東京海上火災保険株式会社企画部講演シリーズ第19号，昭38—(1)

(1)

最初に，財産保険に関する四つの公式を紹介しよう。これら四つの公式は私によって案出・設定されたものであるが，巨視的・事前的考察方法をとるかぎり，何人によっても容認されるべき性質のものである。巨視的・事前的考察方法が保険学の研究にすぐれて重要であることについては，私が最近の数年間に機会あるごとに度々主張してきたところであるをもって，ここでは改めて説明をしない。

まず，第1の公式として，

$$(i) \quad I = M$$

を紹介しよう。これは「収入純保険料・支払保険金（填補金）均等の法則」という保険経営にとって最も重要な法則を表わす。ここに I は収入純保険料 (net insurance premiums) を， M は支払保険金 (insurance money) または損害填補金 (indemnities) を表わす。保険事業なるものは，多数の契約から営業保険料 (gross insurance premiums) を徴集し，このうち純保険料に相当する部分 I をば，これら保険契約のうち保険事故またはクレームを生じたるものに対して保険金または填補金 M として支払うことを，その主要業務とする。換言すれば，当該保険契約のうち保険事故またはクレームに対して支払われるべき保険金または填補金 M は当該保険契約群全体から徴集さ

れる営業保険料のうちの純保険料相当部分 I をもって充当されるのであって、したがって、上記公式(i)は保険事業における最も重要な機能、すなわち、「保険機能」を告げるものである。ちなみに、この公式(i)は、生命保険・損害保険の別なく、ひろく保険事業一般に適用される法則を示す。ただし、本稿では、題意にしたがって、損害保険（財産保険）だけに考察を限定する。

ところで、公式(i)が成立するのは、保険を巨視的且つ事前的に考察する場合にかぎる。すなわち、或る保険期間に当該契約群の全体から集められる純保険料相当部分が当該契約群のうちクレームの生じる契約に対して支払われる保険金または填補金の総額に相等しいという関係が成立するのは、まず、危険が相互に独立する同種の契約が相当多数に存在し、いわゆる大数法則または平均法則の条件が十分に満足されることを必要とする。つまり、多数独立の契約を巨視的に考察する場合にかぎって、この公式(i)が成立するのである。しかし、こうした関係の成立が可能であるのは「理論的に」であって、現実には必ずしもそうでない。如何に多数独立の契約を集め得たとしても、当該保険期間の経過した後に示現する結果としての関係は、公式(i)とはちがって、

$$I \geq M$$

であろう。公式(i)の示すような等式関係が事後の結果として示現するのは極めて稀な例外的な場合にすぎない。したがって上記公式(i)は、結果的事後の関係を示すものでなくして、理論的事前的関係を示すものと知るべきである。ここで「事前的」は「理論的」と同意である。事の現実の経過に先き立ち、一定の条件のもとでは斯く斯くであらねばならぬと事前に推論をくだしうるゆえに、それは理論的なのである。かくして、公式(i)は、巨視的關係を示すと同時に事前的（理論的）関係を告げるものである。事前的理論的關係なるがゆえに、それは保険経営に

としての最も重要な法則として、多分に政策的意義をもち得るものである。

第2の公式

$$(ii) \quad S - S' = M$$

は、特に損害保険（財産保険）にだけ適用される公式であって、ここで、 S は被保険利益が保険期間の始期に有する価額すなわち保険価額を示し、 S' は被保険利益が保険期間の終期に有する保険価額を示す。したがって、上記公式(ii)の左辺 $S - S'$ は保険期間の経過中に保険事故（クレーム）によって被保険利益に生じる減価額を意味することになる。

ところで、巨視的事前的には必ず $S > S'$ したがって、 $S - S' > 0$ である。いま然らずして、巨視的事前的に $S = S'$ であるとせよ。これは、極めて多数の保険契約を対象とする場合にも当該保険期間経過中に危険によるクレームまたは減価の全然生じないことが事前に判かっている——したがって、保険につける必要の全然ない——関係を意味していて、将来の可能性たる危険に対する事前の措置として保険が必要である現実とは全く相違する。

いま、われわれの採る考察方法とちがって微視的事後の方法を採るとせよ。或る特定の1個の契約は保険期間の始期に有していた保険価額 S を当該保険期間経過中もちつづけ保険期間の終期に有するその保険価額 S' が S と全く同じ大きさを有しているという場合もなくはない。しかし、これは或る特定の契約がたまたまそうした経過をたどったという微視的且つ事後的なケースにすぎない。われわれは、最初にことわっているように、こうした考察方法を採らない。

かくて、巨視的事前的には必ず $S - S' > 0$ であって、減価額 ($S - S'$) は必ず正の値をとる。そして、この正值

をとる減価額を M と定義するのが上記公式(ii)である。ところで、 M はこのように定義されるが、いま、減価額がそのまま常に保険者によって填補されると仮定するならば、この M は先きの公式(i)に見た填補額 M と同じことになる。したがって、公式(ii)は、要するに、クレームによる減価額 $S-S'$ は保険者の填補額 M に相等しい、換言すれば、保険者は常に減価額 $S-S'$ に相等しい額の填補金 M を支払う、ということの意味する。

ただし、これは、すべての保険契約が全部保険であり、且つ、如何なる少損害といえどもすべて実損害に応じて填補するという場合のみ妥当するにすぎない。もし契約が一部保険であるか、または、少損害免責約款を設けているか、そのいずれか一方あるいはこれら双方である場合には、公式(ii)はそのまま適用できない。ただし、ここでは、説明簡単化のために、保険契約はすべて全部保険であり且つ実損害をそのまま填補するものと仮定する。これは理論的に十分ゆるされる仮定である。つぎは、第3の公式である。

$$(iii) \quad \mathbf{I} = I + L$$

ここで、 \mathbf{I} は営業保険料、 I は、すでに述べたように、純保険料、 L は保険者の営業費・利潤・等々に見合う付加保険料 (loading) を表わす。したがって、この公式(iii)は、営業保険料 \mathbf{I} は純保険料 I と付加保険料 L とから成るという周知の関係を示している。これが巨視的事前的に成立可能であることは改めて説くを要しないであろう。

$$(iv) \quad \mathbf{I} = rS$$

ここで、 r は保険料率、 S は公式(ii)におけると同じく、保険価額（全部保険を前提とするわれわれの場合は、これを「保険金額」と見ることが出来る）であって、この公式(iv)は、つまり、営業保険料 \mathbf{I} は保険金額（または保険価額） S に保険料率 r を乗じて算出されるという関係を示している。保険料率が保険金額（または保険価額）

1万円あたり何円として表示される現在の慣行では、この公式(iv)は言わば当然のものである。

以下、これら四つの公式を用いて CIF 取引に巨視的事前の考察をこころみ、もって、保険料と価格形成との関係を究明したい。

(2)

私は言わゆる「CIF 取引」を、ここで、二つに分類する。「システム A」と「システム B」がこれである。システム A では、 C , I , F の合算額 S を保険価額（全部保険を仮定とするゆえ、保険金額でもある）として契約するのに対して、システム B では、 C だけを保険価額として契約し、他の投入項目 I , F を無保険のままに放置する。ここに両者の相違がある。

まず、システム A について説明しよう。現在、CIF 取引のほとんどすべて、殊に海上貿易におけるそれは、例外なく、システム A を採っている。システム A では次ぎの関係——連立方程式(1), (2)——が成り立つ。

$$\begin{cases} (1) & C + I + F = S \\ (2) & I = rS \end{cases}$$

いま、きさにあげた公式(ii)で左辺の S' を右辺に移して、

$$(3) \quad S = S' + M$$

とする。この(3)は何を意味するかというに、左辺の S は、上式(1)に見られるように、期首における投入総額であって、この S は、すでに公式(ii)で説明したように、保険期間経過中に減価して S' になる、しかし、契約者はこの減

価分 $(S-S')$ に相当する額 M を保険会社から填補金として支払をうける。ゆえに合計額 $S'+M$ として、 S に見合う回収を期待できる、つまり、投入総額 S は産出総額 $S'+M$ と均衡する、という関係を上式(3)は示している。ここで「産出総額」は「回収総額」の意である。以下、「産出」は「回収」と同意である。こうした均衡関係を示すのが上式(3)である。この(3)に公式(i)を用いて、

$$(4) \quad S = S' + I$$

が得られる。この(4)は J. M. Keynes が保険料を「補足的費用」(supplementary cost) と見た思考に一致する。このことは既に他の機会でも詳述しているので、ここでは繰り返さない。つぎに、(3)を(1)の右辺に代入すると次式が得られる。

$$(5) \quad C + f + F = S' + M$$

この(5)によって、われわれは、システムAによるときは、貿易商社(契約者)は発送時における投入総額 $(C+f+F)$ を到達時における産出総額 $(S'+M)$ でもってつねに完全にカバーできることを知るものであり、現在はとんどすべての CIF 取引がシステムAを採っている所以をここに見つけるものである。(システムBでは、こうはならない。後段参照)

ところで、この(5)の左辺に公式(iii)を代入すると、

$$(6) \quad C + I + L + F = S' + M$$

となり、この(6)から公式(i)を辺々さし引くと、次式にみちびく。

$$(7) \quad C + L + F = S'$$

(7)の右辺 S' を、(6)の右辺 $S'+M$ (産出総額) と區別して、「産出純額」と呼ぼう。けだし、 S' は当該海上貿易商品群が到達地において有する正味価額なるがゆえであつて、この S' が発送時における商品 FOB 価額 C と付加保険料 L と海上運送費 F との合算額として表わせるというのが上式(7)の意味するところである。

このかぎりにおいて、到達時の産出純額 S' のうちには純保険料 I はふくまれていないとも見うる。だが、これは契約商品群全体の価額を見てのことなのであつて、契約商品単価の計算においては必ずしもそのようには結論できない。証明しよう。

いま、説明簡化のために、保険契約の対象となる貿易商品をすべて同種同質と仮定し、さらに、当該商品群の商品個数を N 、当該貿易商品群の総価額 (総保険価額または投入総額) S を N で割つて得られる商を K と定義するならば、次式が得られる。

$$(8) \quad \frac{S}{N} = K$$

この K が商品投入単価を意味し、輸出貿易商の場合、商品販売単価として定められること言うまでもない。

この(8)から、直ちに、

$$(9) \quad S = NK$$

または

$$(10) \quad S - NK = 0$$

が得られる。

ところで、上來述べてきたところでは、投入総額 S は途中の危険によって減価して産出総額 S' になる、つまり、

$S \rightarrow S'$ の過程を考えた。これは money term の表現である。ここで、これを real term に表現するとすれば如何？ 説明簡単化のために、クレームはすべて全損として発生すると仮定するならば、 $N \rightarrow N'$ と見ることができる。つまり、発送時に N 個あった当該群の商品総個数はクレームによって減少し到達時に N' になるというわけである。もちろん、 $N > N'$ である。かくて、 $N - N'$ が全損個数であって、この全損個数に商品単価（単位保険価額） K を乗じて得られる積は損害総価額——したがって、また、これに見合う保険会社填補総額 M ——に相当するはずである。すなわち、

$$(11) \quad (N - N')K = M$$

である。この定義式(11)の右辺に公式(ii)を代入するならば、

$$(N - N')K = S - S'$$

となり、これは

$$NK - N'K = S - S'$$

または

$$(12) \quad S' - N'K = S - NK$$

と書ける。この(12)の右辺に(10)を代入するならば、

$$(13) \quad S' - N'K = 0$$

したがって、

$$(14) \quad \frac{S'}{N'} = K$$

にみちびく。この(14)の左辺は、到達地における産出純価額 S' を商品到達個数 N' で割って得られる商として、「産出単価」と名づけることが出来よう。かくて、(8), (14)から、

$$(15) \quad \frac{S}{N} = \frac{S'}{N'} = K$$

にみちびく。この(15)は、要するに、発送時投入単価 S/N と到達時産出単価 S'/N' とは相等しいことを告げていて、実に重大な意味をもっている。すなわち、これを、より実際に即して考えるならば、いま、発送（輸出）時・到達（輸入）時における関税、物品税、その他諸掛り、輸入者利潤、等々を度外視すると、輸出時における商品単価をそのまま輸入時における商品単価として用いることが出来るという関係、つまり、従来慣行の正しさを示すものである。

ところで、われわれの課題は「保険料と価格形成」である。約言すれば、商品単価 K のうちに純保険料 I がふくまれているかどうかの問題である。

いま、(8)の分子 S を(1)の左辺でもって表わすならば、

$$\frac{C+I+F}{N} = K$$

となり、これに公式(iii)を代入するならば、

$$(16) \quad \frac{C+I+L+F}{N} = K$$

にみちびき、明らかに、輸出投入単価 K のうちに、付加保険料 L は勿論のこと、純保険料 I がふくまれていることを知る。（実は、このような煩わしい手数をとるまでもない。システム A を定義する連立方程式(1), (2)がすでにこのことを示しているのであるが、「保険料は商品価格形成に参加しない」という現実と著しくかけはなれた消極説

をとなえる者があるゆえ、敢えて、こうした手数をとって事との関係を明きらかにするのである。）

では、到達地における産出単価 $S'N'=K$ については如何、というに、これは次ぎのように考えることによって説明がつく。

すでに(1)に見たように、 C と I と F との合算額が S であるが、いま、これら C , I , F が価額においてそれぞれ S の α , β , γ に相当するとするならば、

$$(17) \quad \begin{cases} C = \alpha S \\ I = \beta S \\ F = \gamma S \end{cases}$$

が成り立つ。ただし、上の仮定によって、

$$(18) \quad \alpha + \beta + \gamma = 1$$

である。ここで、 α , β , γ は損害保険業界に言わゆる「保険価額または保険金額の割り振り」に相当する。したがって、クローンムの場合にも、当然に、この「割り振り」すなわち付保割合に応じた填補がなされる。いま、発送時における C , I , F が到達時において有する価額をそれぞれ C' , I' , F' とするならば、公式(ii) $S - S' = M$ に準じて次式を立てることができる。

$$(19) \quad \begin{cases} C - C' = \alpha M \\ I - I' = \beta M \\ F - F' = \gamma M \end{cases}$$

ここで、(19)を辺々相加えると、

$$(C+\mathbf{I}+F)-(C'+\mathbf{I}'+F')=(\alpha+\beta+\gamma)M$$

または

$$(20) \quad (C+\mathbf{I}+F)-(C'+\mathbf{I}'+F')=(\alpha+\beta+\gamma)I$$

となる。ただし、(18)によって、(20)は

$$(21) \quad (C+\mathbf{I}+F)-(C'+\mathbf{I}'+F')=I$$

となり、この左辺に公式(iii)を代入すると、

$$(C+I+L+F)-(C'+\mathbf{I}'+F')=I$$

にみちびく。左辺にも右辺にも I が見られるゆえ、これを消去すると、次式に到達する。

$$(22) \quad (C+L+F)=(C'+\mathbf{I}'+F')$$

ところが、この(22)の左辺は(7)によって S' に相等しく、よって、

$$(23) \quad S'=C'+\mathbf{I}'+F'$$

が得られる。いま、この(23)の両辺を N' で割ると、

$$\frac{S'}{N'} = \frac{C'+\mathbf{I}'+F'}{N'}$$

または

$$(24) \quad \frac{S'}{N'} = \frac{C'}{N'} + \frac{\mathbf{I}'}{N'} + \frac{F'}{N'}$$

に到達する。この \mathbf{I}'/N' うちに付加保険料 L だけでなく純保険料 I の相当分をふくむことは明きらかである。

というのは、(19)から

$$\begin{cases} C - \alpha M = C' \\ I - \beta M = I' \\ F - \gamma M = F' \end{cases}$$

または

$$(20) \quad \begin{cases} C - \alpha I = C' \\ I - \beta I = I' \\ F - \gamma I = F' \end{cases}$$

にみちびくことが出来、ここで、当然に、 $0 < \beta < 1$ であり、したがって、公式(iii)に照らしてみると、

$$(20) \quad I' = I - \beta I > L$$

なるがゆえである。つまり、 I' のなかには付加保険料 L ならびに純保険料 I の相当分をふくんでいることを知るからである。

これを要するに、産出単価 $S'/N' = K$ のうちには純保険料 I がふくまれている。

以上によって、システム A によるときには、付加保険料 L は勿論のこと、純保険料 I の相当部分が投入単価にも産出単価にも、ふくまれていることが明らかになった。実は、このことは、すでに述べたように、システム A を規定する連立方程式(1)、(2)を一見しただけでも、こうした結論にみちびくであろうとの凡その見当がつくのであるが、ここでは敢えて正確緻密を期して叙上のような証明方法をとった。よって、馬場克三教授、印南博吉教授²⁾その

他マルキシズムの立場に立つ保険学者の消極説（「保険料は商品価格形成に参加しない」という見解）の現実に即しないことが証明された。

2) 印南博吉：保険の本質，昭31，白桃書房，附録四

(3)

上記システムAに関する考察は普通に CIF 取引として盛行している海上貿易のほとんどすべてに妥当する。ここでは、投入項目の C , I , F すべてが洩れなく保険につけられる。ところで、いま、CIF 取引を海上貿易から陸上貿易に移して考えるに、上記システムAとは異なって、保険につける項目はただ C だけであって、 I , F を無保険に放置するケースがしばしば見うけられる。私の言わゆる「システムB」がこれである。

このシステムでは、営業保険料 I 、運賃 F は現実には危険にさらされているにも拘らず、これを無保険に放置しているのであって、このため、巨視的事前的には、投入総額＝産出総額 または 投入単価＝産出単価 の均衡関係は、そのままでは、保証されない。

さらに火災保険について見るに、建物・家財は保険につけるが、建物・家財を保険につけることによって支出する保険料は保険につけないのが、むしろ、普通のようなものである。つまり、保険料は、投入項目でありながら、無保険に放置される。したがって、たとえば5億円の価値を有する工場建物が全焼したとせば、全部保険に付けられているにしても、保険会社から填補金として回収できるのは5億円にとどまり、この保険に支出した保険料45万円は回収するを得ない。現実を決してこのように単純でないが、少なくともこうした収支不均衡の生じる可能性がある。

これでは完全な保険態度と言うを得ない。しかし、現にそうした仕方が見られる以上、これに言及しないでおくわけにいかぬ。これが以下に「システムB」について考察する所以である。

システムBは次ぎの連立方程式でもって表現できる。

$$\begin{cases} (27) & C + I + F = S \\ (28) & I = rC \end{cases}$$

ここで、(27)は既述システムAの(1)式と異なるところがなく、契約者の投入項目は C , I , F から構成せられその総額は S である。システムBがシステムAと異なるのは(28)である。システムAでは、既掲(2)に見られるように、営業保険料 I は投入総額 S に保険料率 r を乗じて得られる積として算出された。換言すれば、保険金額（ここでは全部保険を前提とするゆえ、保険価額に相等しい）は投入総額 S であった。これに対して、システムBでは、上掲(28)に見られるように、営業保険料 I は保険金額（または保険価額） C に保険料率 r を乗じて得られる積として算出される。つまり、さきにも述べたように I , F が無保険のままに放置される。[システムAでの保険料率とシステムBでの保険料率とは現実には相等しくないはずであるが、表現簡化のために、上掲(2), (28)で保険料率は、いずれも、単に r とした。] こうした欠陥をもつシステムBは、陸上運送取引には見られるとしても、現行の海上貿易における CIF 取引では殆んど行なわれていない。したがって、上掲の連立方程式(27), (28)による CIF の表現は或るいは読者を余計な誤解にみちびく恐れなしとしない。よって、CIF の表現をやめて、より現実に即して、現に行なわれている工場内生産に例をとることにしよう。

いま、仕掛かり品（価額） C を用い賃金 W を支払って或る商品を生産する工場がありこれを生産中の危険につい

て保険に付ける場合について考えてみる。ただし、保険に付けるのは仕掛かり品Cに関する火災危険だけである。かくして、つぎの連立方程式

$$\begin{cases} (2) & C + I + W = S \\ (3) & I = rC \end{cases}$$

でもってこれを表わすことができる。ちなみに、こうした仕方は工場内生産にしばしば見かけるところのものである。かくて、このシステムでは、投入項目のうち、営業保険料 I 、賃金 W は無保険のままに放置される。

ただし、説明をより簡単化するために、ここで、賃金 W を省いて考えることにするならば、連立方程式はさらに単純化されて、

$$\begin{cases} (1) & C + I = S \\ (2) & I = rC \end{cases}$$

の形をとることになるであろう。これも、また、しばしば見かけるケースであるが、投入項目の全部を保険につけず、営業保険料 I を無保険のままに放置する点において、システムBと本質を同じくするものである。つまり、システムBの一形態である。商品火災保険がこれであり、建物火災保険もこれに準じて考えることができる。よって、ここでは、システムBの最も単純な形態を表現するものとして上掲の連立方程式(1)、(2)を用い、例を商品火災保険にとって考察することにしよう。ただし、「保険料と価格形成」を課題とすることは上来と同然である。

いま、商人があつて、商品Cを仕入れこれを販売する。これらの商人も商品も、ともに、複数しかも多数である。(われわれの考察は、最初にことわっておいたように、巨視的・事前的考察である。)この商人は火災危険に備え

て営業保険料 \hat{I} を支出（投入）する。かくて、彼等の投入総額は $C + \hat{I} = S$ である。ただし、この場合、保険につけられるのは商品だけであり、その保険金額（または保険価額）が C である。つまり、上掲の式が成立する。ここで、クレームが生じ、 C が C' になる。巨視的事前の考察なるをもって、多数の契約のうちには必ずクレームを生じるものがあることが事前に考えられる。ために、 C はクレームによって価値のより小さい C' になる。しかし、 C は保険につけられているゆえ、 C と C' との差額 M が填補金として保険会社から支払われる。すなわち、

$$(ii)' \quad C - C' = M$$

が成り立つ。これが既掲の公式(ii)に相当するものであるは言うまでもない。そして、この(ii)を変形して得られる

$$(3) \quad C = C' + M$$

は、また、既掲(3)に相当しており、残存価額 C' と填補金額 M との和は C に相等しい。かくて、商人は C' と M とによって C を回収することになるが、しかし、 C を回収するだけでは投入価額 S を回収したことになる。営業保険料 \hat{I} も、また、彼等の投入項目の一つである。

よって、 \hat{I} について見るに、 \hat{I} は、公式(iii)に見られるように、純保険料 I と付加保険料 L とから成り立つ。このうち、 L は保険会社のサービスとして契約者（商人）に給付される部分の価値額を示し、これは当該商人にとって必ず回収されるものである。サービスをうけることは投入の回収と考えてよい。しかし、営業保険料 \hat{I} にふくまれる他の項目たる純保険料 I は、すでに、上式(3)によって、 C の減価分の補填 M として回収済みであって、ここで更に二重に回収することは許されない。このことは、下記の関係から容易に説明がつく。

いま、(24)に(23)と公式(iii)とを代入すれば、

$$(24) \quad C' + M + I + L = S$$

にみちびき、左辺のうち当該商人として期末に回収を期待できるのは C' 、 M および L であって、純保険料 I は回収され得ない。しかるに、彼等の投入総額は S であって、このかぎり、純保険料 I に相当するマイナスの不均衡を生ずることになる。

システム A の考察で行なった(8)~(13)の関係を、ここで、システム B についても試みるならば、次のようになる。いま、

$$(25) \quad \frac{C}{N} = k$$

と定義すれば、 k は商品単価を意味する。そこで、これから、

$$(26) \quad C - Nk = 0$$

を得る。さらにシステム A におけると同じように、

$$(27) \quad (N - N')k = M \quad \text{ただし、} N > N'$$

が成り立ち、これに上記 (ii)' を代入して、

$$(N - N')k = C - C'$$

または、

$$Nk - N'k = C - C'$$

あるいは、

$$(28) \quad C' - N'k = C - Nk$$

となり、これに(26)を代入すると、

$$(3) \quad C' - N'k = 0$$

したがって、

$$(4) \quad \frac{C'}{N'} = k$$

にみちびく。かくて、(3), (4)から、

$$(4) \quad \frac{C}{N} = \frac{C'}{N'} = k$$

の関係に到達するが、しかし、明きらかに、

$$(4) \quad \frac{C}{N} = \frac{C'}{N'} \neq \frac{S}{N}$$

である。(3)を見よ。すなわち、商品単価 \times 投入単価 であって、商品単価を回収しただけでは投入単価を回収したことにならない。換言すれば、保険につけた商品の総価額を回収しただけでは投入総額を回収することにならない。そこに、マイナスの不均衡が生じる。すでに(4)を一見しただけで、これは自明のことであるが、システムAと区別するために敢えて上記のような展開をこころみにすぎない。

しかし、商人がいやしくも損益帰属の主体としての企業たるかぎり、こうしたマイナスの不均衡を甘じて自ら負担するの理はない。それも、たまたまの不用意から生じる一回かぎりのマイナスの不均衡であるならば、これを自らに負担するということもなくもないが、経常的仕方としてこれが負担を許容することは企業としては到底ゆるせないことである。かくて、彼等としては投入総額 S を全部回収しないではおかない。つまり、投入総額 S を商品個数 N で割って得られる商 S/N をば当該商品の販売単価として買手方に請求するはずである。彼等の企業が企業として存続し、且つ、彼等を相手とする買手との間に売買取引が成立するかぎり、必ず、投入総額の全部を回収しう

る販売単価が現実の売買価格として成り立つはずである。巨視的事前的には必ずそうでなくてはならぬ。よって、投入総額全部を回収しうる販売単価について見るに、上掲③の両辺を N で割ると、

$$(4) \quad \frac{C+M+I+L}{N} = \frac{S}{N}$$

となり、左辺には $\frac{I}{N}$ がふくまれる。換言すれば、販売単価 $\frac{S}{N}$ のうちには純保険料 I の相当額がふくまれている。「保険料はコストの一つとして商品価格のうちに入ってくる」というのは世人の健全な常識である。

要するに、システムAでは、投入項目のすべてが保険に付けられるために、つねに 投入総額＝産出総額 の関係が保証せられ、不均衡の生じる恐れが全然ない。そこでは、純保険料はつねに商品価格構成要素の一つたり得る。これに対して、システムBでは、投入項目のうち無保険のままに放置される項目があるため、投入総額＝産出総額 の関係は、それだけでは、必ずしもつねに保証されるとは言えない。純保険料に相当する額のマイナスの不均衡の生じる恐れがある。しかし、いやしくも当事者が企業としてあるかぎり、投入総額に足りない回収をもって甘じる理はなく、現実の取引では、こうしたマイナスの不均衡の生じないよう、つまり、投入総額を全部回収できるように純保険料に相当する部分をコストにふくめて計算して販売条件（販売価格）をとりきめるのが、むしろ、原則である。かくて、システムBにあっても、マイナスの不均衡に相当する純保険料は現実には商品価格を構成する項目たるを失なわない。

以上で、「保険料と価格形成」についての所期の考察を終える。これを要約すれば、システムAの場合は勿論のこと、システムBの場合にあっても、純保険料は商品価格形成項目の一つたり得る。（付加保険料については言うまでもない。）

ただし、以上は保険契約者が企業である場合についての考察であって、これとちがって、家計が保険契約者たる場合には事情はおのずから異ならざるを得ない。原価計算のさほど厳正でない家計では、投入総額＝産出総額の均衡関係は絶対の要請でない。現に家計が建物・家財を火災保険につける場合のごとき、それはシステムBに則るものであるが、たとえそれが全部保険契約であるにしても、保険会社からの填補金 M によって回収できるのは建物・家財の期首価額 C にとどまって、投入する営業保険料 I のうち純保険料 I' に相当する額は回収不能である。回収しようにも、企業でない家計には、それを回収できる相手がない。営業保険料 I が投入項目たるに拘らずこれを無保険に放置しているがゆえである。だが、これは家計保険の場合であって、われわれの課題「保険料と価格形成」にあっては、課題の性質上、保険契約者はつねに企業であり、企業保険が考察の対象となり、家計保険の考察は範囲のそとによこたわる。